



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成22年12月2日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成22年11月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人信州アグリトリアル
- 3 代表者の氏名
吉澤俊彦
- 4 主たる事務所の所在地
小諸市大字耳取2015番2
- 5 定款に記載された目的

この法人は、長野県での就農者と就農有志市民が、農業で自立できる地産品の開発・生産活動、及び就農者の高齢化等で放棄される農地の再生・環境の保全活動、さらには当該事業活動にともない創出される新規就農者への雇用機会の拡大を図ることを目的に事業を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年12月2日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
株式会社パルコ松本店
松本市中央1-10-30 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社パルコ
東京都豊島区南池袋1-28-2
- 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者氏名

(変更前)

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者氏名(法人の場合)	住所
株式会社リプロ	高橋敏明	東京都豊島区西池袋3-1-13
株式会社オンディーヌ	水谷基治	東京都足立区千住橋戸町2番地
永原吉五郎	-	松本市旭3-5-22-103
株式会社フォッシルジャパン	木村信也	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-33-8 SOUTH GATE 新館2階
宇宙百貨株式会社	和田允宏	大阪府豊中市穂積1-10-32
株式会社鈴丹	小林史生	愛知県名古屋市中区昭和区広路通2-5
株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション	菊地敬一	愛知県愛知郡長久手町大字長湫字上鴨田12-1

ほか66者

(変更後)

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者氏名(法人の場合)	住所
株式会社リプロ	三浦正一	東京都豊島区西池袋3-1-13
クロスプラス株式会社	森文夫	愛知県名古屋市中区西区的木3-9-13
株式会社FRONTIER	小野島剛	長野市大字南長野北石堂町1444 プレイス石堂201
ワイズハーベスト株式会社	鳥海信久	東京都中野区中央5-8-5 オースミビル2F
株式会社チチカカ	木南仁志	神奈川県横浜市港北区新横浜2-2-3 新横浜第一竹生706号
株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション	白川篤典	愛知県名古屋市中区上社1-901
株式会社おりじん	武田和男	松本市平田東1-10-7

ほか66者

- 4 変更した年月日

株式会社リプロの代表者の変更	平成22年5月10日
株式会社オンディーヌの退店	平成21年8月29日
クロスプラス株式会社の出店	平成22年10月1日
永原吉五郎の退店	平成21年9月30日
株式会社FRONTIERの出店	平成22年9月11日
株式会社フォッシルジャパンの退店	平成21年9月6日
ワイズハーベスト株式会社の出店	平成22年9月17日
宇宙百貨株式会社の退店	平成21年8月1日
株式会社チチカカの出店	平成22年4月2日
株式会社鈴丹の退店	平成22年6月13日
株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーションの住所及び代表者の変更	平成21年8月27日
株式会社おりじんの出店	平成22年6月24日
- 5 届出年月日
平成22年11月12日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成22年12月2日から平成23年4月4日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

国土調査法(昭和26年法律第180号)の規定に基づく土地分類基本調査を、長野市、上田市、須坂市及び高山村の一部の土地について行い、地図及び簿冊を作成したので、当該地図及び簿冊を次のとおり一般の縦覧に供します。

平成22年12月2日

長野県知事 阿部 守一

1 地図簿冊の名称

5万分の1土地分類基本調査「須坂」図幅(地図は、平成18年3月調査、簿冊は、平成21年3月31日現在の状況によって調査して作成したものです。)

2 縦覧の期間

平成22年12月2日から平成22年12月24日まで

3 縦覧の場所

長野県農政部農地整備課

4 その他

- (1) 縦覧の結果、誤り等があると認められた場合は、上記の縦覧期間内に、訂正の申し出をすることができます。
- (2) 誤り等の訂正の申し出は、書面によることとなっていますので、各自印章を持参してください。
- (3) 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば縦覧場所で交付します。
- (4) 縦覧は、期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までの間とします。

農地整備課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により、長野都市計画道路に関する都市計画の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成22年12月2日

長野県知事 阿部 守一

1 開催日時及び場所

- (1) 日時 平成22年12月21日(火) 午後2時00分から
- (2) 場所 ノルテナがの(吉田総合市民センター) 3階大教室(長野市吉田三丁目22番地41号)

2 都市計画の変更案の概要

- (1) 都市計画道路の変更案(別紙素案のとおり)
3・4・36号 高田若槻線
平成19年長野県告示第583号の土地の区域のうち、長野市桐原一丁目、二丁目の一部を変更します。
- (2) 変更案の縦覧
公告日から平成22年12月16日(木)まで、3の(3)の場所において縦覧に供します。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書(以下「公述申出書」という。)を提出してください。

- (1) 公述申出のできる者
都市計画の変更に係る区域内の住民その他利害関係を有する者
- (2) 公述申出期間
公告日から平成22年12月15日(水)まで(郵送の場合は、同日までに到着したものに限り。)
- (3) 公述申出書の提出先
長野県建設部都市計画課、長野県長野建設事務所計画調査課又は長野市都市計画課
- (4) 公述申出書の様式
別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選定して公述人に通知します。
なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

5 その他

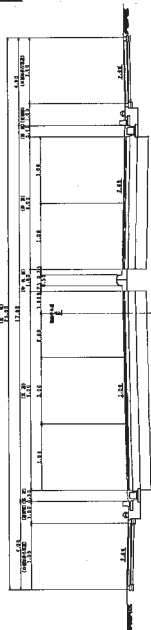
この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

(別紙)

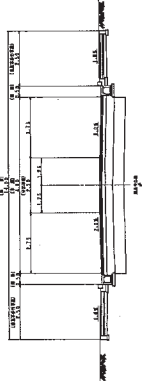
長野都市計画道路の変更総括図(素案)
3・4・36号 高田若槻線

縮尺 1:25,000

付加車線部横断面



北長野通り一般部横断面

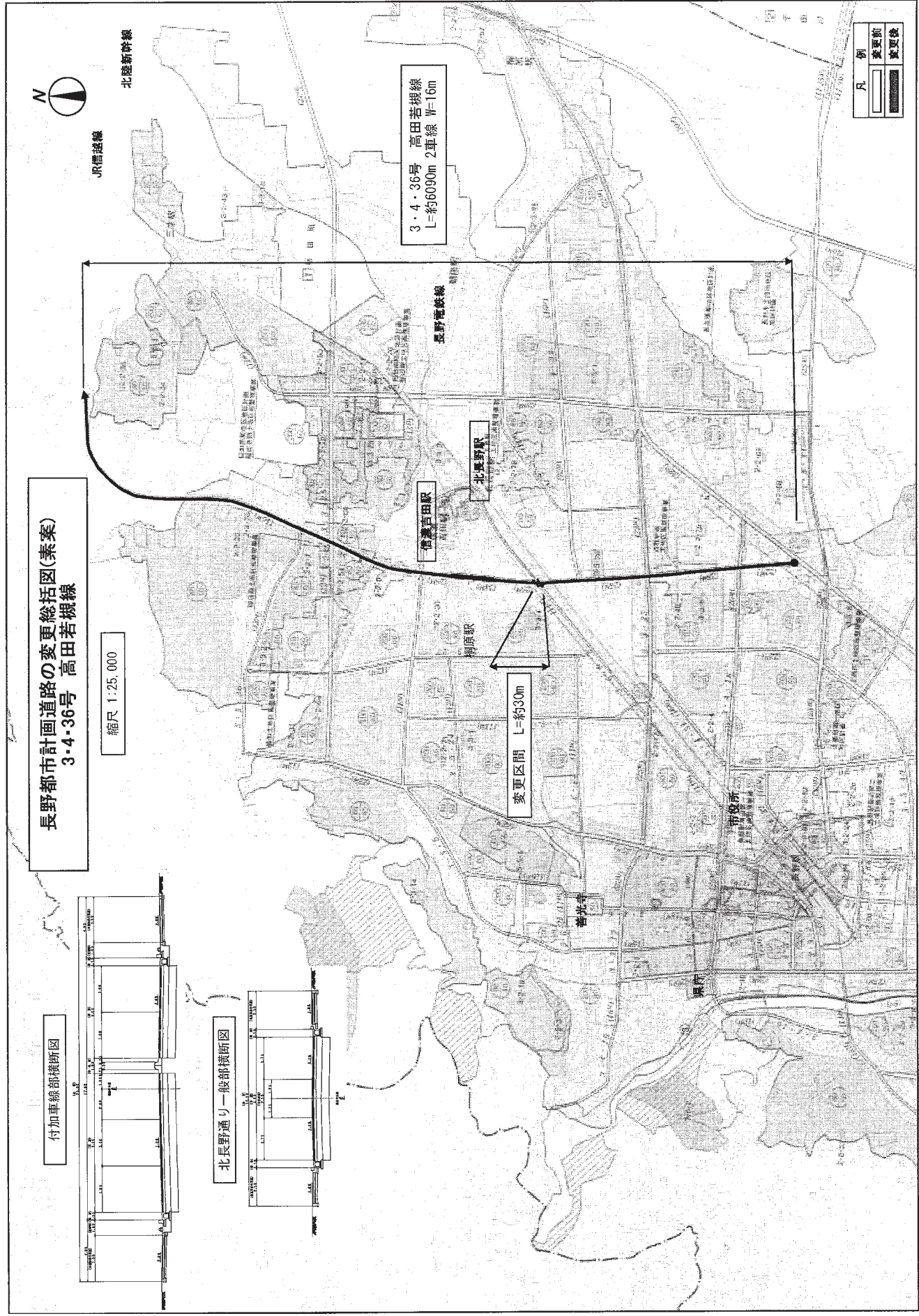


3・4・36号 高田若槻線
L=約600m W=16m

変更区間 L=約30m

凡例

—	変更前
—	変更後



(第2号様式)

(別紙様式)

(受付日時: 月 日 時 分)

公 述 申 出 書 (整理番号)

長野都市建設計画道路に関する都市計画の変更案に対して、
次のとおり意見を述べたいので申し上げます。

平成 年 月 日

長野県知事 様

公述申出人
住 所 〒

ふりがな
氏 名

(電話)

意見の要旨

- (備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。
 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。
 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

公告

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第38条第1項の規定により、大門中央通り地区市街地再開発組合の定款の変更を次のとおり認可しました。

平成22年12月2日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 組合の名称
大門中央通り地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
平成19年5月28日から平成23年8月31日まで
- 3 施行地区
塩尻市大門一番町603-2、603-3、603-4、603-5、603-6、603-7、603-8、603-10、603-11、605-8、605-9、605-10、605-11、607-1、607-4、607-7、607-8、607-9、607-9先の一部、607-10、607-11、607-12、612-1、612-2、612-3、613-2、613-3、613-4、1720-1、1720-1先の一部、1720-2、1720-3、1720-4、1720-5、1720-6、1720-7、1720-8、1720-9、1720-10、1720-11及び1720-11先の一部
- 4 設立認可の年月日
平成19年5月28日
- 5 変更の内容

事務所の所在地の変更

(変更前) 塩尻市大門一番町6番4号塩尻商業振興会館内

(変更後) 塩尻市大門一番町12番2号えんぱーく405

6 変更認可の年月日

平成22年11月29日

都市計画課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年12月2日

長野県安曇野建設事務所長 中山 茂

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務
平成23年度犀川安曇野流域下水道維持管理事業に伴う汚泥処分業務委託 3,300トン(予定数量)
 - (2) 役務の特質
下水汚泥(消化脱水汚泥)のセメント資源化による処分
 - (3) 履行期間
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

- (4) 処分汚泥発生場所
長野県安曇野市豊科田沢6709
犀川安曇野流域下水道安曇野終末処理場
- (5) 入札方法
1トン当たりの単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第6項の規定により、処分を行おうとする場所を管轄する都道府県知事等から産業廃棄物処分の業(焼却・焼成)の許可を受けた者であること。
- (5) 当該業務を安定的に実施する体制が整備されている者であること。
- 3 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先
- (1) 入札説明書及び仕様書の交付期間
平成22年12月2日から平成23年1月5日までの土曜日、日曜日、祝日及び年末年始期間(平成22年12月29日から平成23年1月3日まで)を除く毎日午前8時30分から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先
長野県安曇野市豊科4960-1
長野県安曇野建設事務所 総務課
電話 0263(72)8880
- 4 入札手続等
- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成23年1月13日(木) 午後2時
イ 場所 長野県安曇野庁舎 2階201号会議室
- (3) 郵送による入札書の受領期限及び提出場所
ア 日時 平成23年1月12日(水) 午後5時(必着)
イ 場所 郵便番号 399-8205
長野県安曇野市豊科4960-1
長野県安曇野建設事務所 総務課
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、上記2の(4)の資格を有す

ることを証する書類その他入札説明書に定める書類を同一入札説明書に定められた期限までに、上記3の(2)の場所に提出してください。この場合において、入札日の前日までに必要な証明書等の内容に関する照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他
- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県安曇野建設事務所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。
- 6 Summary
- (1) Nature and quantity of the service to be purchased :
Commissioned service for collection, treatment of sewage sludge as cement resources digested dewatering sludge,3,300t (planned quantity)
- (2) Contract duration:
From April 1,2011 until March 31,2012
- (3) Place where the service take place:
Saigawa-azumino Regional Sewerage System Final Treatment Plant
Address:6709 Toyoshina-Tazawa, Azumino-shi, Nagano Prefecture
- (4) Contact place for the tender information;
description/conditions/and other inquiries:
General Affairs Section, Nagano Prefectural Azumino Construction Office
4960-1 Toyoshina, Azumino-shi, Nagano Prefecture
TEL 0263-72-8880
- (5) Time and place for the tender:
Time: 2:00P.M. January 13,2011
Place: Conference Room 201 2F Nagano Prefecture Azumino Chosha
- (6) Time limit for the tender by post mail:
Time: 5:00P.M. January 12,2011

Place: General Affairs Section, Nagano Prefectural
Azumino Construction Office
4960-1 Toyoshina, Azumino-shi, Nagano
Prefecture 399-8205

生活排水課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年12月2日

長野県千曲川流域下水道建設事務所長

八木沢 久 人

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成23年度千曲川流域下水道維持管理 汚泥処分業務委託
(長野市赤沼・真島1-(1))

乾灰(ばいじん)1,000トン(予定数量)

(2) 役務の特質

下水汚泥焼却灰(ばいじん)のセメント資源化による処分

(3) 履行期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで(地方自治法
(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

(4) 下水汚泥焼却灰(ばいじん)発生場所

長野市大字赤沼字申高2455

千曲川流域下水道下流処理区終末処理場

長野市真島町川合1060-1

千曲川流域下水道上流処理区終末処理場

(5) 入札方法

1トン当たりの単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第6項の規定により、処分を行おうとする場所を管轄する都道府県知事等から産業廃棄物の処分の業(焼却、焼成等)の許可を受けた者であること。

(5) 当該業務を安定的に実施する体制が整備されている者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

長野市大字稲葉字八幡田沖2413-11

長野県千曲川流域下水道建設事務所 総務課

電話 026(224)3652

4 入札手続等

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成23年1月12日(水) 午後2時

イ 場所 長野県千曲川流域下水道建設事務所
3階301号会議室

(3) 郵送による入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成23年1月11日(火) 午後5時(必着)

イ 場所 郵便番号 380-0917

長野市大字稲葉字八幡田沖2413-11

長野県千曲川流域下水道建設事務所 総務課

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、上記2の(4)の資格を有することを証する書類その他入札説明書に定める書類を同一入札説明書に定められた期限までに上記3の場所に提出してください。この場合において、入札日の前日までに必要な証明書等の内容に関する照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県千曲川流域下水道建設事務所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

生活排水課